

東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）策定支援業務仕様書

1 業務名称

東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）策定支援業務

2 業務目的

本業務は、令和2年3月に策定した「第2期東郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）の計画期間が令和6年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取組を推進するため、第2期総合戦略による施策の成果・課題の検証結果を踏まえるとともに、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び愛知県の「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略2023-2027」を勘案した上、令和7年度を初年度とする「東郷町デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」（以下「第3期総合戦略」という。）を策定することを目的とする。

なお、国では、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定したことから、社会経済情勢や本町を取り巻く課題等を踏まえ、現在の人口ビジョンを検証・分析し、改めて、将来展望を示した人口ビジョンに修正し、本町において考えられる地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、新たなまちづくりの指針となる第3期総合戦略を策定する。

3 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 本業務に関する町の考え方

- (1) 将来のまちづくりの方向性を町民と共有できる、わかりやすい計画とする。
- (2) 既存の計画にとらわれず、近年の社会情勢や時代ニーズに合致した計画とする。
- (3) 計画期間中や終了時点で、進捗状況が明確に把握できる計画とする。
- (4) 国や県の関連計画との整合性を図るとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の概念を反映させた、効果的で実効性の高い計画とする。
- (5) 人口減少の克服と地域経済の活性化等を、デジタルの力を活用した取組により加速化・深化させる計画とする。

5 業務内容

本町の最上位計画である第6次東郷町総合計画（令和3年度から令和12年度までを計画期間とする10年間の計画。以下「現総合計画」という。）との一体性と実効性を一層高めるため、計画期間を合わせ、第3期総合戦略の計画期間は令和7年度から令和12年度の6か年とする。

また、令和7年度に予定している現総合計画の中間見直しに当たっては、今回策定する第3期総合戦略の要素を総合計画に盛り込み、両計画を一体化（統合）することを視野に

入れて検討している。企画提案に当たっては、このことも考慮し作成すること。

なお、本業務の内容は、概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、第3期総合戦略の策定に最小限必要な事項を示したものであり、受託者の企画提案により調整することとする。

(1) アンケート調査（住民意向調査）

単純集計のほか、性別・年齢別、地域別等の必要なクロス集計、自由回答の取りまとめも含めて行き、現状や課題などを抽出・把握する。

また、第3期総合戦略の策定のための基礎資料とすることを目的に報告書として取りまとめる。

アンケートの実施概要については、以下のとおりとする。

①調査対象

町内在住の18歳以上の住民2,000人

（参考 平成30年度調査時の回収実績 標本数5,000 回収数2,086 回収率41.7%）

②アンケート調査票の設計

ア 調査票の作成に当たっては、平成30年度東郷町住民意向調査の調査項目を基本とし、内容の追加・修正等については、本町と協議の上、決定する。

イ 調査票のレイアウトは回答者の負担軽減及び回収率の向上のための工夫・配慮を行う。

③アンケート調査票の配布・回収

ア 配布は郵送方式とし、回答は郵送及びオンライン方式で実施する。

イ オンライン方式の回答ページは受託者が構築することとし、スマートフォンやタブレット端末、パソコンから回答できるよう対応することとする。

ウ 上記②同様に、回収においても回収率の向上のための工夫・配慮を行う。

エ 調査票の発送、回収に係る郵送料は受注者の負担（委託料に含む）とする。

なお、設計書に定める件数に増減が生じた場合であっても、変更契約は行わないこととする。

オ 調査対象者の抽出は発注者が行き、宛名ラベルに印刷したものを受注者へ提供し、宛名ラベルの貼り付けは受注者が行う。

④アンケートの入力・集計・分析、報告書の作成

ア 回収した調査票のデータ入力作業、集計・分析・自由回答の取りまとめを行い、調査結果報告書として取りまとめるまでの作業一式を行う。

イ 入力を終えた調査票は、80ミリ幅のパイプ式ファイルに閉じて整理した上、発注者へ返却する。

⑤作業分担は次のとおりとする。

項目	受託者	東郷町
アンケート項目の作成	○	○
アンケート用紙の印刷	○	
アンケート発送用封筒（角2封筒）の作成	○	

対象者の選定（無作為抽出）		○
宛名ラベルの作成		○
返信用封筒（長3封筒）の作成	○	
料金受取人払承認申請（返信用封筒）	○	
宛名ラベルの貼り付け	○	
アンケート用紙等の封入・封緘	○	
アンケートの発送・保管	○	○
郵便料金（発送・返送）	○	
アンケート結果の入力・集計・分析及び報告書の作成	○	

(2) 人口ビジョン改訂

第3期総合戦略の策定は、人口ビジョンを基礎として行う。人口ビジョンの数値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推移や国勢調査及び本町の人口動態等であるが、第2期総合戦略の基礎となった人口ビジョンの数値は、同戦略策定後に更新されているため、各種調査の最新値を踏まえ、必要に応じて修正を行う。

なお、人口ビジョンの構成は次のとおりとする。

① 人口の現状分析

- ア 人口動態や経済指標等を活用した人口動向分析
- イ 2060年までを基本とした将来人口推計と分析の再構築
- ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

② 人口の将来展望

- ア 将来展望に必要な調査、分析
- イ 目指すべき将来の方向
- ウ 人口の将来展望

(3) 第2期総合戦略の検証

第2期総合戦略の具体的な施策の進捗状況や基本目標及び重要業績評価指標（KPI）等の達成状況を把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証・分析するとともに、第3期総合戦略への反映を行う。また、関連計画等の整理を行い、整合を図る。

(4) 第3期総合戦略の策定支援

上記(3)及び改訂版の人口ビジョン、これまでの検証組織での意見^{*}等を踏まえ、本町の実情や地域特性を踏まえた上でビジョンを設定し、計画期間となる令和7年度から令和12年度までの6年間の施策の基本的方向、具体的な施策の策定及び重要業績評価指標（KPI）を設定する。

※検証会議の掲載URL（東郷町公式HP内）

https://www.town.aichi-togo.lg.jp/soshikikarasagasu/kikaku_johoka/gyomuannai/14/2/3287.html

(5) 第3期総合戦略に係るパブリックコメントの実施

第3期総合戦略の方向性について、パブリックコメントを実施する。これに係る関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ、パブリックコメントの結果を考慮した戦略を検

討し提案する。

(6) 検討組織の運営支援

①東郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議

大学、商工、金融、労働、マスメディア等外部有識者で構成する東郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議において、会議資料の作成支援に加え、会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

なお、会議は年2回程度の実施を想定しているが、回数に応じて柔軟に対応すること。

②東郷町まち・ひと・しごと創生推進本部

町教育委員会教育長及び庁内部長級の職員で構成する東郷町まち・ひと・しごと創生推進本部並びに庁内課長級の職員で構成する東郷町まち・ひと・しごと創生推進本部幹事会において、会議資料の作成支援に加え、会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

なお、推進本部会議及び幹事会会議はそれぞれ年2回程度の実施を想定しているが、回数に応じて柔軟に対応すること。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、電子データで提出すること。提出に当たっては、PDFデータのほか、発注者において編集や活用が可能なファイル形式とし、CD-R等の媒体に格納して提出すること。

なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は発注者に帰属するものとする。

また、成果品の納品場所は、東郷町役場企画政策部企画情報課とする。

①各種会議議事録	1部
②アンケート調査報告書	1部
③第3期総合戦略	1部
④本業務において作成した資料等	1部

7 支払い方法

業務終了後に一括で支払うものとする。

8 業務の指示監督等

- (1) 発注者は、本業務を実施するに当たり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識を有する技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努めるとともに、正確・丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わな

ればならない。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じて都度行うものとする。
- (4) 業務の実施に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受注者において使用許可を得ること。
なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる製作物については、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (6) 本業務に必要な資料で、発注者が所有している提供可能な資料については貸与する。
この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。
- (7) 本業務が完了し、検査に合格して竣工と認められた後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理するものとする。